

担当課	秘書広報課
電 話	0465-73-8004
送信日	令和7年11月18日

タイトル

犯罪被害者等理解促進講座 「聴いて寄り添う」犯罪被害者支援

多くの人は、犯罪被害について自分には無関係で、自分に起こるはずがないと考えてしまいがちです。しかし、犯罪被害は本人が意図しないタイミングで発生してしまいます。

神奈川県南足柄市では、犯罪被害者やその家族・遺族を支援するとともに、市民の皆様が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「南足柄市犯罪被害者等支援条例」を令和6年4月1日から施行し、条例に基づき支援を行っています。

この度、犯罪被害者への理解を深めるとともに、犯罪被害にあったときにどのようなことが起こり、どのような支援が必要になるかを考えるため犯罪被害者等理解促進講座を開催します。



【犯罪被害者等理解促進講座】

- ◆と き 11月30日(日) 午後1時30分～3時 (午後1時開場)
- ◆と ころ 女性センター (関本591番地1 ヴェルミ3 3階)
- ◆内 容
 - 第1部
 - 講演 「犯罪の被害者遺族になって～地域、自治体でできること」
 - 講師 近藤さえ子さん
 - 第2部
 - 南足柄市犯罪被害者等支援条例について
- ◆費 用 無料
- ◆参加方法 11月27日(木)までに電話またはメールで
- ◆問い合わせ先 秘書広報課市民相談室
 - 電 話：0465-73-8004
 - メール：shiminsoudann@city.minamiashigara.kanagawa.jp

【講師：近藤さえこさん】

- ・前東京都中野区区議会議員
- ・「新あすの会」・「被害者が創る条例研究会」会員
- ・「途切れない支援を被害者と考える会」代表・「にじの会」副代表

2004年11月、夫の勤務先の元上司が雇った若者5人と元上司による、拉致・殺人・遺棄事件で夫を亡くし、犯罪被害者遺族となる。現在、国の犯罪被害者等施策推進会議専門委員を務める。

【南足柄市の犯罪被害者等支援の概要】

支援金支給

◆遺族支援金 犯罪により亡くなった犯罪被害者の遺族に支給

◆支給金額 50万円

◆重傷病支援金 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者に支給

◆支給金額 10万円

◆性犯罪被害支援金 性犯罪により被害を受けた犯罪被害者に支給

◆支給金額 5万円

日常生活支援

◆配食サービス費用の助成 犯罪被害により日常生活を営むことについて支障があると認められる人が、配食サービス提供事業者のサービスを利用した場合の費用を助成。

◆助成金額等 対象者1人につき1日当たり1,000円を上限とし、利用回数は30回まで

◆転居費用の助成 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となったと認められる人が、新たな住居へ転居した場合の費用を助成。

◆助成金額等 同一の犯罪被害につき20万円を上限とし、転居回数は1回まで

専門相談支援

◆法律相談 犯罪被害により直面している法律上の問題に対し、犯罪被害に精通する弁護士が行う法律相談。

◆支援内容 同一の犯罪被害につき、1回当たり60分を目安とし、2回まで利用料無料

◆カウンセリング 犯罪により受けた精神的な被害に対し、心理学等専門知識を有するカウンセラーが行うカウンセリング。

◆支援内容 同一の犯罪被害につき、1回当たり60分を目安とし、10回まで利用料無料